調査に関する事前評価済(H17)

令和7年度 公共事業事前評価調書

1. 事業説明シート

治水事業 [広域連携河川整備事業 (国

事業箇所

甲府市湯村三丁目

地区名 湯 川

事業主体

(区分)

山 梨 県

県単

(1)事業の概要

1)課題•背景

湯川は、甲府市の湯村温泉郷を流下し、荒川の支川相川に流入する都市河川で、流域面積約5.5km²、流路延長2.8kmの一級河川である。

事業区間は、上下流に対して流下能力が著しく低く、特に湯川橋付近は、河川が屈曲していることから、平成12年9月豪雨、平成16年10月台風23号、平成23年9月台風15号、令和4年8月豪雨、令和6年8月豪雨により、何度も家屋の浸水被害が発生していることから、早急な対策が必要となっている。

このため、流下能力が著しく低い区間について、護岸工、河床掘削によって河積を拡げ、溢水被害の低減を図る。

②整備目標 • 効果

- □主要目標 ○洪水被害の防止
 - ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合:0.35<0.4以下※
 - 浸水被害又は水防活動の実績: 有

※評価基準値

• 想定氾濫区域内における災害発生時の影響:有

(要配慮者利用施設:湯村温泉病院)

- □副次目標 -
- □副次効果 ○被災時の被害波及の防止

県道甲府韮崎線「山の手通り」(第二次緊急輸送道路)

③目標達成の方法

湯川における河道の整備による流下能力の向上

流下能力 Q=8m³/s→Q=23m³/s

(2) 整備内容

①整備内容 河川改修L=730m(新湯川橋~延命橋)

③完成見込年度 令和23年度

③総事業費 4,700百万円

(国費2,115百万円(4.5/10)県費2,585百万円(5.5/10))

③年度別の整備内容

(事業費)

令和7~8年度 詳細設計、測量、用地補償 一式 令和9~23年度 用地補償、護岸工、橋梁工 一式

530百万円 4,170百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

④既整備内容・期間・事業費

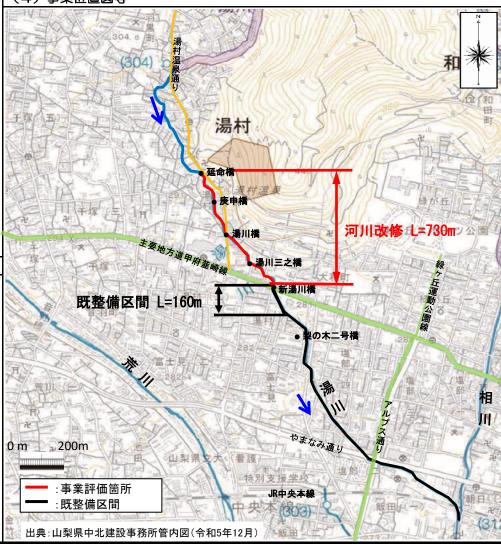
既整備内容:河川改修 L=160m

整備期間:平成25年度~令和5年度 事業費:300百万円

(3) 中・長期計画等の位置付け

- •「山梨県総合計画」 (令和5年10月改訂)
- •「山梨県強靱化計画」 (令和6年3月改訂)
- •「山梨県社会資本整備重点計画(第4次)」 (令和4年9月改定)

(4)事業位置図等



2.評価シート (1)公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 《妥当》・ 妥当でない 》 (5) 整備手法の有効性 《妥当) • 妥当でない (理由) (理由) • 事業区間より下流の改修は早期の改修効果を発現させるため、既往最大の浸 水被害を生じさせた平成12年9月豪雨に対する再度災害防止規模の河川改修 ・河川法第1条及び第9条により、河川の洪水防止を義務づけられている。 を実施し、令和5年度に事業を完了させた。 ・本事業区間についても、下流から進めてきた既往最大規模の洪水に対する浸 (2) 事業執行主体の妥当性(県が行うべき事業か) **《**妥当)・ 妥当でない 水被害等を早急に解消するため、最も有効な手法である。 (理由) 事業区間内で進められている湯村温泉再開発事業と調整を図りつつ、事業を 円滑に進める予定であり、効率的な整備手法である。 〈有・無〉 口他の整備手法の有無 県管理一級河川(指定区間)である。 (状況) (3)経済効率性 (妥当)・妥当でない > (理由) 総事業費 4,700 百万円 工期 R7~R23 基準年 R7 なし 費用 百万円便益 6,226 百万円 3,869 経 建設費 2,963 百万円 3,477 百万円 一般資産被害防止額 済 維持管理費 392 百万円 公共土木施設等被害防止額 2,198 百万円 効 ((妥当) · 妥当でない その他※ 1.065 百万円 (6)環境負荷等への配慮 率 (理由) 性 B/C 1.6 ※その他は、営業停止損失便益、応急対策費用便益 ・河川内の工事を実施する際には、濁水の流出等に配慮し施工を行う。 費用便益比(B/C)は、国の採択基準1.0を超えている。 (4) 事業実施・規模の妥当性 (妥当)・妥当でない > 妥当 • 妥当でない (7) 事業計画の熟度 (理由) (理由) ・当該箇所は流下能力が不足しており、河川改修効果を発現させるため、既往最大 ・事業区間では平成12年及び平成16年、平成23年、令和4年、令和6年に の浸水被害(平成12年9月豪雨)を防止することに対し、効果的な事業規模であ 浸水があり、地元から強い要望がある。事業に関する説明も行っており、概ね 同意は得られている。 事業区間においては湯村温泉再開発事業が実施中であり、本河川改修事業に 口同等施設等(計画を含む)の有無 〈有(無》 よる治水安全度の向上に対する期待は高い。 (状況) 《総合評価》 (妥当)・妥当でない

口必要整備内容とその根拠

(状況)

・湯川流域の計画流量は $Q=23m^3/s$ であるのに対し、現況の洪水流下能力は $Q=8m^3/s$ 程度と不足しているため、 $Q=23m^3/s$ を流下可能にする河川改修が必要である。

• 7項目全て妥当と評価されることから実施が妥当と判断する。

3.添付資料シート(1)

